

震災に便乗した悪質商法に注意!

特に知らない業者の「突然の訪問」、「営業の電話」
には注意が必要です!



【相談事例1】

見積りりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。

【相談事例2】

屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。

【相談事例3】

「保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を勧誘された。



独立行政法人国民生活センターのホームページより

修理工事等の契約は慎重に!

契約時は、絶対に一人で考えず、家族や公的機関に相談のうえ、正しく記載された申込書面等を受け取り、口頭での契約は絶対におやめください。



特定商取引法上の「クーリング・オフ」の活用

正しく記載された書面(申込書面または契約書面)を受け取ってから、一定の期間内は無条件で解約できます。

※ 書面に不備がある場合、正しく記載された書面を受け取ったとはいえません。

詳しくは独立行政法人国民生活センターのホームページ等から確認できます。